

電子署名等での「説明・同意」2.5%以下 厚労省調査

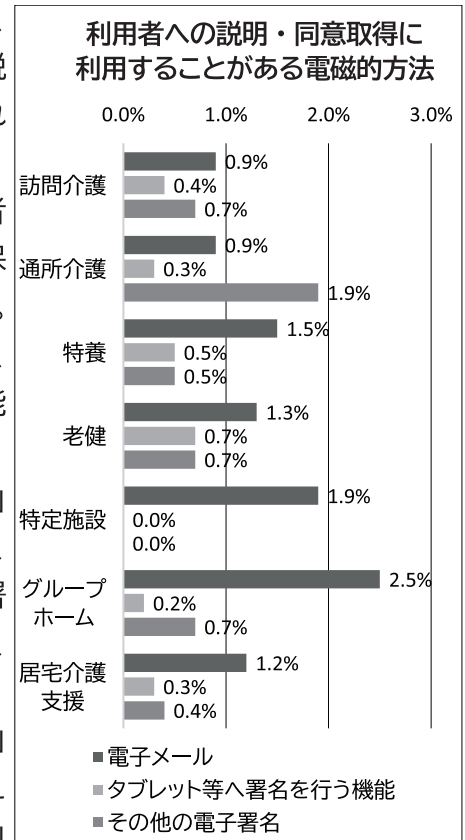
厚生労働省が昨年度実施した、介護報酬改定検証調査によると、21年改定で認められた「電磁的方法によるケアプラン、重要事項説明書等の説明・同意」を実施する事業者は、昨年10月時点でいずれのサービスも2.5%以下にとどまっていることが分かりました。

21年改定では介護現場の業務負担軽減を推進するため、①利用者への説明・同意等に係る見直し②員数の記載や変更届出③記録の保存等に係る見直し④運営規定等の掲示に係る見直し——などを実施。①では、これまで書面で説明・同意を行っていた計画書等について、電子メールやタブレット端末への署名などの「電磁的方法」を可能としています。

今回の調査でサービス別に実施状況を聞いたところ、「電子メール」を用いている事業所の割合はグループホームが最も高く2.5%で、特定施設1.9%、特養1.5%と続いています。「タブレット等への署名を行う機能」はどのサービスも1%未満となっていて(グラフ)、このうち85%が「今後の活用予定は特にない」と回答しています。

電磁的方法を活用しない理由(複数回答)では「機器等がない」が58.3%で最多でした。「利用者が電子メールやパソコン等を使えない」(48.2%)、「利用者に対応してもらおうのが難しいと思う」(46.6%)など、利用者側になじまないとする意見も多く挙がりました。

調査では、電磁的方法による具体的な改善事例もヒアリングしています。通所介護を10カ所以上運営している事業者では、電子署名ができる介護ソフトを導入し契約書、計画書、面談記録、アセスメント等を電子化した結果、紙の保存量が月300~400枚減少しました。加えて、契約書1件あたりの作成・製本時間は導入前の30分~1時間から5~10分に大幅に短縮されました。



厚労省 エイジフレンドリー補助金 今年度も実施

厚生労働省は、60歳以上の労働者が安全に働けるよう、身体的負担軽減や感染症予防などの職場環境改善に必要な費用を助成する「エイジフレンドリー補助金」を今年度も実施することを示しました。

対象事業者など詳細や開始時期はまだ発表されていませんが、同省は昨年度と同様になる予定と説明しています。昨年度の事業対象は、60歳以上の人を常時1人以上雇用し、労働保険に加入している中小企業事業者。介護事業者の場合、労働者数100人以下または資本金5,000万円以下の民間企業、労働者数が法人全体で100人以下である社会福祉法人や医療法人などが補助を受けられました。

介護現場では、▽リフトやスライディングシートなど、移乗介助の負担を軽減する機器▽入浴用ストレッチャー、入浴用リフト、またそれらに対応した浴槽、自動浴槽など、入浴介助の負担を軽減する機器▽入浴介助時の熱中症対策となる、クールベストや冷風機▽移乗介助の負担軽減につながる、片ひじが外せる車いす▽パワーアシストスーツ▽新型コロナウイルス感染予防のための空気清浄機(一定要件あり)——などの購入費用が補助されました。